

札幌市子ども・子育て会議の所掌事務の追加について

1 提案内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について、その認定等に係る事務・権限が、平成 30 年 4 月 1 日より、都道府県から指定都市に移譲されることとなった。

現在、教育・保育施設等（幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業）の認可等については、関係法律により、合議制の機関に意見を聴くことが義務付けられており、これに関して、子ども・子育て会議（認可・確認部会）において審議している。

一方、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等については、合議制の機関に意見を聴くことが義務付けられてはいないが、適正な事業者を認定する上では、これらと同様に、意見を聴くことが適切であると考える。

また、認定の前提となる認定基準については市条例により定めることとなるが、他の教育・保育施設同様、子ども・子育て会議における検討を経て制定することが望ましいと考える。

については、これらの事項に関して、子ども・子育て会議において審議することとし、それに伴う所掌事務を追加することとしたい。

< 審議方法 >

- 審議は、教育・保育に関する有識者及び公募委員からなる認可・確認部会において行う。
- 認定基準に関しては、部会からの検討内容の報告を受けたうえで子ども・子育て会議において決議する。
- 認定に関しては、部会における決議を子ども・子育て会議の決議とする。

2 想定されるスケジュール

- 29 年 10 月 子ども・子育て会議条例の改正（所掌事務の追加）
- ~12 月 認可・確認部会において認定基準に関する検討
→ 検討内容を子ども・子育て会議に報告